

徳島県環境審議会 総会（第4回） 議事録

日時 平成20年7月9日

時間 午後1時30分から3時まで

場所 県庁10階 会議室

事務局 （会議の成立、会長代理等会議進行の説明）

飯泉知事 （あいさつ）

事務局 （資料確認、発言時の注意点の説明）

会長代理 それでは議事に入ります。本日の議題は、「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方について」につきましてでございます。本日は、知事への答申に向けて、取りまとめをすることとなっております。

本題に入る前に、一点確認しておきたいと思います。先ほど知事も仰ったように、地球温暖化対策につきましては、北海道洞爺湖サミットにおきましても主要な議題となっております。国の政策強化が予想されるなど、流動的な要素もございます。2050年には半減される目標を共有すると言っておりますので、そのようなことを踏まえまして、今後示される国の温暖化対策の行動計画など国の動向等を踏まえまして、条例のあり方も時宜をえたものにする必要があるかと思います。その場合、それが現状のもの単なる修正以上の、現状の枠組みを超えるような内容であるというときには、再度審議会を開き、御審議いただきたいと思います。いずれかにするかの判断につきましては、会長、そして私と副会長二人、3人の取扱に一任させていただければ幸いです。よろしいでしょうか。

（委員 異議なしの声）

ありがとうございます。それでは、私ども、国の動向あるいは洞爺湖サミットの今後の報道それから国際的なニュースに至るまで、アンテナを高くして情報収集等に努め、よりよい答申をしてまいりたいとそうふうに思っております。

それでは本題に入ります。「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方」について、5月の環境審議会パブリックコメントにかけるということについて御了承をいただきまして、これまで5月15日から6月16日までの間、県民の皆様御意見を募集いたしました。皆さんのお手元にある資料のとおりでございますけれども、延べ82件の御意見をいただきました。お手元の資料は寄せられた御意見をあり方の項目の順、

我々が検討していますあり方の項目の順番に沿って整理し直したものであります。これらの御意見をどう反映させるか、これはあり方の具体的な取りまとめをすることになりますので、整理について御意見をいただくことから、進行は部会長さんをお願いしたいと思います。それでは部会長さんよろしくお願いします。

（「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）」のあり方について）

部会長 パブリックコメントについて御説明いたします。

前回の総会で、パブリックコメントにかける案を御承認いただきまして、ただ今会長代理が仰ったようにパブリックコメントにかけました。本来ならばパブリックコメントを受けて、原案を修正していくかどうか検討する作業部会を開くという手順なのですが、事前に「大きな変更がない場合には作業部会開いて検討することを省略させていただきたい。それについては部会長である私と作業部会の中心メンバーの3人に御一任願いたい。」ということで作業を進めてまいりました。それで結果的に集まったパブリックコメントが手元にございます延べ数にして82件でございます。延べ数にして82件でございますけども、パブリックコメントを寄せいていただいた人の数にいたしますと、3人くらいでございました。一人の人が大多数、大部分の御意見をいただいております。

非常に事細かく、いただいております、私は感謝状を出そうかと思っているのですが、ただ内容を検討してみますと、条例のあり方というパブリックコメントの性格も影響しているのしょうけれども、寄せられた意見のほとんどは、具体的な施策、こういうことをやったらどうかという具体的な施策の御提案でございました。それで皆さんご存じのとおり条例というのはあくまでも法律文書でございますので、具体的な施策を匂わすものはあっても具体的な施策そのものを条例にする訳ではございせん。そこで、いろいろ検討してみますと、我々が考えたその中にすべて含まれると思います。具体的な施策を展開していく場合に非常に参考にさせていただける御意見はずいぶんあったのですが、しかし「あり方」そのものについて変更する必要はないであろうということです。こういうふうに判断いたしましたので、作業部会と開くまでもなく、取りまとめをさせていただきます。

ただ一点、今までの議論の中で少し疎かったという点あるのですが、お手元の資料3にございます、1点だけ文言を変更してはいかがでしょうかと思います。あり方答申の中の5の（4）交通・運輸に係る地球温暖化対策の中で、我々が議論している中ではアイドリング・ストップの励行という、単純にアイドリング・ストップという文言だけだったのですが、アイドリング・ストップというのは、ある意味ではエコドライブの一つの手法でございまして、エコドライブを推進するのが適当であろうと指摘されれば確かにそのとおりでございます。その点だけ、修正したもので、今日最終決定していただければいかがであろうかと、こう考える次第でございます。

おかげさまをもちまして、昨年１１月に始めました議論も最終結論という段階になりましたので、よろしく御審議願います。

会長代理 ただ今藤岡部会長の方から、前回の審議会から今回の審議会に至るまでの経緯、それからとくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方についての問題につきまして、御説明いただいた訳でございます。ほかになにか、御質問、御意見等ございますでしょうか。

事務局 資料３にすべての意見について対応というのを書いておりますが、処理状況の集計だけ申し上げたいと思います。

あり方に反映するものが１件、修正されたものです。あり方に反映済みとなっているものが３０件、それから施策の参考として県に伝えるというものが４３件、条例の範囲外ではないかというものが４件、温暖化対策との関係が薄いものが１件、他の施策分野のとの調整が必要であるというのが３件ということで、合計８２件という形になっています。以上でございます。

会長代理 このパブリックコメントは、いろいろと参考になることもあると思いますので、また後で皆さま方におきまして、御覧いただければ幸いです。

前回までの議論を踏まえてパブリックコメントを受けて、改めてとくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）のあり方についてという答申文の作成に入っている訳でありますけれども、この答申文につきまして、今一度皆さんの御意見があればお伺いしたいと思います。また、後ろの方に、付属文書がついておりますが、この答申付属文書につきましても前回大変な御議論をいただいたところでございますので、何か御意見があればお受けしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

特にないようではございますけれども、論客の委員さまに一言御発言いただきたいのですが。

委員 いえ。前回議論して、それ以上あまり変わってないので、あまり言うこともないかと思えます。

会長代理 そうですか。はい。それではどうぞ、お願いいたします。

委員 もしありましたら考えておいてください。作業部会のメンバーなのですが一つ、御確認という意味で発言させてください。この案の４ページの（２）の事業活動に係る地球温暖化対策の⑥ですが、一定規模以上の事業所の温室効果ガスの削減計画提出と。それから同じ様な趣旨ですが、５ページの（４）交通・運輸のところの④、こちらも削減計画の提出、こういう項目がございます。それで作業部会で、削減計画書の作成という

のを議論した記憶がございます。その時に、計画書というのは、PDCAサイクル、こういうことはPDCAサイクルが非常に大切だと思います。その中のPということで、次につながるという視点から計画書だけでなく、もう少し情報が大事だなと。部会の委員もそのようなことを言っていて、計画をフォローする態勢というのが大切というのを一緒に議論した記憶があります。この項目の記載なのですが、削減計画の提出というのは計画の公表というのを含んでいるか、あるいはもっと踏み込んで、実施状況の報告と公表ということまでも、対応していくのか。いろいろ国との関係もあって状況も変わっているかも分からないと思いますので、その辺りを少し説明していただいたらありがたいと思います。

部会長 この辺りは非常に難しい話です。誤解をしないように聞いていただきたいのですが、徳島という地域特性を考えて条例を作るべきであるというのが大前提なのですが、企業活動関係、運輸関係でなにが徳島の特性かといえば、大口排出者がごく少なくて小口の排出者、それも経営基盤が必ずしも堅固でない小口排出者が多くあるということです。その中で実績を上げるためには、小口排出者でも実行できるようなものを第一に考えるべきであるということが一つ、従って、まずPDCAサイクルの中で計画を作ることに関心を持ってもらうことが大事であろうというので、これは絶対にやらないといけないということです。それでこれは条例に盛り込むべきであるということにしているのです。ただし、それを提出されたものをそのまま公表するかどうか、その後の追跡調査をどうやるかというのは、むしろ今後の問題ではなかろうかと考えております。と申しますのは、ここから先は少し誤解を招きやすくなるのですが、計画を県に提出するということは、今の情報公開条例を用いれば、いつでもだれでもその内容を知ることができる訳ですね。だから公開を最初から義務付けて計画を出せということもなかろうということです。計画にある程度関心がある方は、知るという意味では、知る方法はあるであろうと思います。それよりも先に大事なものは、各事業所に温室効果ガス排出削減計画を作ってもらうことであるということです。

さらに、これは私の個人的な見解なのですが、今後の世の中の動きを考えてみますと、今、非常にもめております排出量取引を実施するのかなのか、私は個人的は当然やるべきだと思いますけれども、それをどういう形でどういうふうにするかについてはまだかなり面倒なことが沢山残されてございます。環境省並びに政府が今のところこの秋にも自主参加による排出量取引を試験的に始めるということにしているようであります。実のところは2年前から環境省自身が本当の試行錯誤的な排出量取引を自主参加でやっている訳ですが、それを拡大したものをやろうというのがどうもいわゆる福田ビジョンのようであります。多分それはある形としてなされると思いますね。その動向を見まさんと、どの程度の規模の企業、事業者まで排出量取引に参加しないといけないのかと、参加する場合にどういう手順でどういう検証方法でなされるのかというような

ことが決まるのは、これから話であろうと思われる訳ですね。国の方が施策が大きく進むかどうかということについては、産業界には根強い反対がございますのでどの程度進むか分かりませんが、その様子がある程度見ないと、徳島だけ突出してやる訳にはいけないのではないかなということです。それでなくても、経営基盤が必ずしも堅固でない事業者にまで温室効果ガスの低減をやってもらわないとならない訳ですから、最初から突出したことはできないなというのが私個人の考え方でございます。これは藤村会長代理が仰ったように、国の施策の動向とも多少関連しながら考えていくべきことだと思います。

会長代理 今の議論は少し分かりにくかったかもしれませんが、もう一歩進めた情報公開をしていくべきだという御意見だったかと思いますが、部会長はまだ流動的な要素が非常に大きいと、このために柔軟な対応ができるようにしておく必要があるという御意見だったかと思います。

今政府が、排出量取引の問題についても進めたいという意向だということですが、今回のサミットでも、おそらくいろんな業界に、いわゆるセクター別アプローチと言いますが、それぞれ業界やそういう分野ごとの排出量を削減していくんだというかなり具体的な提案が政府から出てくるのであろうと思います。そうすると、その段階でおそらく具体的な数値が各事業所に出していかなければならないとなると私は思っています。そのような形で、将来はおそらく具体的な提出とその公表、そしてそれが守られなかった場合のペナルティというものも今後考えられるだろうと思いますけれども、現状では部会長としてはこの程度の表現になった方がよいという、こういう立場かと思います。よろしいでしょうか。

委員 はい、現時点で、提出とともに、これで。

会長代理 はい、分かりました。ほかに御意見はございますでしょうか。

事務局 1点だけ、今の点で補足させていただきたいのですが、温暖化対策推進法の平成18年の改正で、平成18年度の大口の企業の排出実績が法律に基づいて公表されているというのが3月にあったということで、対象としては確かにエネルギーの消費量が原油換算で年間1500キロリットルですね、省エネ法対象の事業所になるのですが、そういうところは公表されるような状態になったという状況の変化がございます。

会長代理 つまり、この条例を作る以前に、一定規模以上の事業所については、削減についての具体的な数字を出せというそういう法律ができているということですね。

事務局 「実績」をですね。

会長代理 「実績」ですね。そのような具体的な要求が国から出ているんだということを踏まえていただきたいということでございました。ほかにございますか。

先ほど、知事から農業分野について御発言いただいたのですが、農業分野からなにか御意見はありませんか。いかがでしょうか。

委員 読むところ、非常に内容的にまとまっています。前々から言っているように、正に小口の排出している人たちが農業にも関わってくるのだなと思っております。それでここにありますような、(6)の①から⑥までであるような内容で、この推進できる内容をもっと条例化した上で、具体化できるように進めていけばいいのではないかと思います。内容的には、全然いい内容だと思っております。

会長代理 はい、ありがとうございます。ほかに、今、具体的な点につきましては、事業者の方に求めているということにつきましてはの議論が少しありましたけれども、事業者の委員の方でなにか補足して意見を言いたいということでしたら、なにか発言をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

既にこの環境審議会でもこの答申案につきましては、検討をしているところであります。また、今回の答申案につきましては、後ろの方に資料が付いているかと思えますけれども、付属文書が付いています。これにつきましても、前回まで御意見をいただいたところですが、この付属文書について、なにか御意見はありませんか。答申に付属文書が付くのは多くはないかと思えますけれども、今回の環境審議会の審議の中で、具体的な提言として、このようなことを答申文の中に付けたいという御意見がございまして、それを実現したものでございます。

今回、パブリックコメントを受けた検討をしているわけでありまして、部会長からもパブリックコメント自体にこの答申案の検討したものを修正するような内容はないということでございますので、特に皆さんの方から別段の御意見がなければ、この原案どおり承認していきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

委員 条例が今すごく流動的だということなのですが、条例がいかにして見直されていくかということはこの中には書き込んでいく必要はないのでしょうか。盛り込まれなくても条例というのは順次見直されていくということでよろしいでしょうか。

部会長 今日決めるのは、あくまでも条例のあり方という枠組みです。現実に条例化する作業はこれから事務当局が始まります。だから今のところ9月議会に出したいというふうに聞いておりますけれども、それまでの間に起こる問題があれば当然事務当局から

我々に提起があつて、環境審議会を開くかどうかということになるのではないかと思います。つまりあり方と条例そのものは、当然違う訳です。逆に言いますと、あり方答申をしたのに、必ずこれに沿わない条例ができるようであれば、これは問題だから、審議会としても監視しないといけないし、議会で追及するという事に当然なるという訳でしょうけれども。

委員 もちろんそうなのですが、一回できてしまうとなかなか変わらない、変えにくいというところもあつてですね。

部会長 まだ条例ができている訳ではない、条例案ができている訳ではない訳です。

委員 条例案の中にその変革というか情勢に応じて適宜変えていくということが内在されるような条例にするべきだということは書かなくてもいいということでしょうか。

部会長 それはあらゆる条例を作る場合にあり得ることで、

委員 そうなんですけども、できてしまえばできっぱなしの条例も案外多いものですから。

部会長 それは監視している方が悪いですよ。

委員 はい。

会長代理 よろしいでしょうか。了承いただく前に御意見をいただきました。もう1件何か御意見ございますか。はいどうぞ。

委員 知事の御発言にもございましたけれども、この条例を見て、徳島だという特徴は、(6)の①と⑥ではないかと思います。それで、特に⑥の藻場造成の推進ということなのですが、これは炭酸ガス吸収云々ということで議論されていますが、実は環境保全型漁場形成の一部分ということも言えまして、それで漁場を環境保全型にするために藻場もそれから磯焼けも防止することからしますと、環境保全型漁場の推進くらいにしておけばどうかと思います。これを⑥として。藻場というのは卵を産卵する、近くによくうよう魚がいる、高騰する原油を使って走り回ることもないと思いますから、もう少し意味合いの広い文言にした方がいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

部会長 いや、別に構わないですが、もともとこの話を小難しくしますと、難しくしない

方がいいか、今我々が審議している条例はあくまでも地球温暖化対策としての条例なんです。環境をよくするということに当然つながる訳ですけども、藻場を造成することがCO₂を吸収することに役立つかどうか、ということについては、学会ではかなりの議論があるようです。どちらが正しいのかよく分かりませんが、少なくともIPCCなどで議論されている中では、あるいは気候変動枠組条約の中で議論されている中では、海の藻がCO₂を吸収するのだということを各国の温室効果ガスの排出量をカウントする中には入れていない訳ですよ。森林の場合は、こういう森林整備をやればこれだけ吸収したことにするとそういうふうになすよということが条約加盟国の間で共通認識がございますから、日本でいいますと、6%削減のうち3.8パーセントは森林吸収源としてカウントしてよいということになっている訳ですが、藻場については何ら触れられていない訳です。これ以上言いますとおまえ役人かと言われるので言いたくないのですが、学会でもまだいろいろと議論があつて定説になっていなくて、あるいは少なくとも国際条約上は、カウントされないことにしやりきになってがんばることはなかろうなど。しかし、藻場の造成というのは大事なことから入れておきましょうよと。

将来CO₂の吸収の一つの有力手段としてカウントされことはあり得るよと、そういう意味でここに入れてあります。ただそういう意味でここに入っているんで、表現がこれでいかにかなりますと、あまり細かな検討までせずにやりましたので、修正していただいて結構だと思いますが。言葉は、この前は、このような言葉でした。

委員 それは同意いたします。吸収源として認められていない、認知されていない、しかし、これは①で環境保全型農業という言葉と整合性を持たせる意味で、環境保全型漁業としたらどうかという、言葉の綾が一つと、もう少し漁場が近くに引き寄せられれば、走り回って魚を獲る必要がないではないかと、こういうことなんですね。

部会長 反対意見はありません。

会長代理 分かりました。今、田村委員の意見は6ページ目の(6)の農林水産業に係る地球温暖化対策の⑥藻場造成の推進という具体的な項目になって出ているのですが、この前に、環境保全型水産業の推進という言葉を入れてもらいたいということでもよろしいです。これを入れた上で、藻場造成を入れるという案と藻場造成という言葉で削って環境保全型水産業にするという案もあろうかと思いますが、どのような御意見でしょうか。

委員 私はどちらでもいいと思うのですが、上位概念とすれば漁業の方がいいと思います。

会長代理 そうですか。どういたしましょうか。それでは⑥を環境保全型水産業の推進こ

のようにしていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。藻場造成につきましては、どうしますか。

部会長 その中に入る訳ですね。

会長代理 その中に入りますから、特にここで藻場という言葉を使わなくていいですか。

委員 はい。

会長代理 ほかの委員の方、どうでしょうか。文書の修正になりますが、⑥藻場造成の推進というかなり具体的なことを前回までの審議会で検討してここに入れた訳ですけども、今、田村委員からは環境保全型水産業の方がより上位概念で広い概念だからこの文書の中にも整合性があるのではないかという御提案なのですが。

部会長 これは、今日欠席のお二人の委員からかなり強烈に藻場造成を入れろという話があったんですよ。

委員 質問ですが、それは養殖とかも含む概念として考えてよいのでしょうか。

部会長 私に聞かれても困るんですよ。

会長代理 ここの委員の意見ではなく、文書になりますと一人歩きしますから、当然のことながら、広い意味で、例えばこの「次の事項について検討する必要がある」の中の環境保全型農業という広い概念がありますよね。それと同じように、環境保全型水産業という言葉になりますので。

委員 それはかなり、藻場の造成という明確なビジョンからは環境保全型水産業というと養殖のあり方とかすべてを含む概念になってしまうので、最初に検討されたことから少しニュアンスが変わってくるかと思うのですが、その辺りは大丈夫ですか。

部会長 心配しているのですか。

会長代理 それでは、私の提案なのですが、今ある①から⑥までありますが、①の次に②として環境保全型水産業の推進という言葉を入れて、後、順送りにしていうというのはどうでしょうか。藻場造成の推進という言葉は、委員の方の強い意見があったということとでございますので、この言葉はできるだけ生かしていきたいと思います。

委員 明確にしたいのですが、環境保全型水産業の推進ということをやるべきだということの背景には、水産業、養殖のあり方を見直すべきだという環境審議会の意見があると考えてよろしいのですか。

会長代理 環境審議会の意見がどうかということにつきましては、この文書からは出てきませんよね。これが答申文として出てくることにつきまして、そういう検討はしたけれども。

委員 今、急に上がってきた内容ですけれども、そこまで議論されてないと思うのです。ここの総会場で上がってきた。

会長代理 はい分かりました。それではちょっと時間をいただいて、その議論をしてみたいと思います。今日、藻場造成の推進の文言につきまして、強く主張した委員が来てないということですので、残りの委員で、環境保全型水産業に養殖型ですか、こういう農業の推進も含まれるのかという具体的な提案ですね。

委員 はい、具体的にはですね。飼料として人工飼料とか使っていると思いますし、薬品も使っているのだと思うのですが、今までの概念では、そこには踏み込んでいないですね。

部会長 もう少し単純に考えませんか。環境保全型の水産業とは何かという議論をなにもやっていない訳ですよ。しかし、そういうものが具体的に想像してみれば、例えば漁船のエンジンの燃費効率を上げるのでも、環境保全に役立ちますよね。それからなるべく遠洋のものを食べずに近海、せいぜい沖合で獲れる物を食べようというのでもそういう漁業を推進しようというのでも、環境保全型になりますよね。だから非常に広い意味でのものに理解しておいて、例えば養殖漁業が本当に環境破壊になるのかどうかについてもかなりいろいろ議論があるようですね。私も多少勉強したことがあるのですが。

委員 環境破壊というよりは、低投入型の漁業の養殖業というのがあるのかなと思うのですが。

部会長 だから、逆に言いますと、環境保全型の農業だって、いろんなタイプがあり、いろんな主張がある訳ですね。それをいちいちこれは環境保全型、これはそうではないよと、そこまで徳島県の環境審議会が判定するよということまで言う必要はない訳ですね。環境保全型農業を推進しようという場合に、これは違うよ、これはそうだよという

ことを我々が判定する必要もない訳ですね。それと同じように、環境保全型の優れた産業を振興しようという文言を例え入れようとする場合に、これは環境保全型よ、環境保全型じゃないよということを我々が議論する必要もないのではないですか。

委員 ないのですけれど、ある程度、イメージを共有できた方がいいかなと思っただけです。

部会長 これはかなりの議論があると思いますよ。

委員 ばらばらで行くと差が大きいですけれども。

会長代理 環境保全型という言葉の持つ意味を、どう解釈するかということですが、やはり環境にやさしくコストのかからないというニュアンスが当然あると思うのですね。そのようなことを踏まえて、検討していただければと思います。

部会長 今、議論すべきなのは、②に環境保全型水産業の推進というものをに入れて、後、順送りしていったら、⑦に藻場造成の推進を残すか、あるいは藻場造成推進は止めてしまうか、どちらにするかという単純な議論にした方がいいのではないですか。

会長代理 提案がございましたので、いかがいたしましょうか。藻場造成の推進という言葉、今回（６）の①というのは、他の②以下の項目とはちょっと事情が違う内容、上位概念であるということは、環境保全型水産業という言葉もまた上位概念として②に入れるということで、そして②以下を番号を一つずつずらしていく、やはり藻場造成はやはり生かすということで処理したいのですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

会長代理 よろしいですか。

部会長 混乱するけれども、いっそのこと①を環境保全型農林水産業の推進にしたら一度で済む。

会長代理 どうでしょうか。今、部会長から修正提案が出ましたけれども、環境保全型農業・水産業ですか。

部会長 はい。

会長代理 これはどうかということなのですが、いかがでしょうか。

部会長 それで藻場造成は残しておく。

会長代理 これはやっぱり残そうという趣旨でございます。これは農業と水産業という事情の違いが一つの枠組みに入ってしまうという意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 特に反対するものではないですが、徳島県が、農業が第一次産業が主産業としてあるということを明確に主張するのであれば環境保全型農業というのは明確な位置づけとして置いておいた方がいいのかなという気がしますし、農林水産業でもいいと思っています。なにか逃げちゃうようで。

会長代理 はい分かりました。ほかに御意見はどうでしょうか。特にないようでしたら、藤岡部会長の修正提案を採らずにですね。②に環境保全型水産業を入れるということで処理する案ということにしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長代理 それではもう一度確認したいと思います。①の次に②として、環境保全型水産業の推進、これを入れる。で、②以下は順送りで⑦までという項目になります。このように処理させていただきます。よろしいですか。では確認いただきましたので、改めて、それを踏まえてこの答申文の案ですけれども御承認いただけるでしょうか。

(異議なし)

会長代理 はい、ありがとうございます。それでは原案のとおり了承することにしたしたいと思います。

それでは、審議会ではこのように決定いたしましたので、事務局の方で調製したものを改めて皆さまに郵便等でお届けすることとしたいと思います。この審議会の最初の方で申し上げましたが、大きな変更があればまた審議会を開催させていただきますので、そのときはよろしくお願いいたします。もう大きな変更がなければ会長と部会長、私とで処理させていただく、このようなことについて御了承いただければと思っております。細かい字句につきましては、我々の方で処理させていただくということでお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長代理 特に御意見ないようですので、了承とさせていただきます。そのように取り扱わせていただきます。

この点につきまして、今後のスケジュールをお教えいただければありがたいのですが。

事務局 (スケジュールの説明)

会長代理 そうしますと、7月の後半に事務局が作った案が会長、副会長に来るということですね。大きな変更がなければそのままの文書がいくということになる予定でございます。

なにか、スケジュールについて、なにか御意見がございますか。よろしいでしょうか。
はい、ではこのようなスケジュールで、夏休みの暑い期間になるかもしれませんが、委員の皆さんに文書が行きますので、御検討いただければ幸いです。

続きまして、事務局から報告事項がございますので、よろしくお願いします。

(報告事項について)

- ・条例のあり方の審議に関して、本県の温室効果ガスの排出状況の再心身データ（平成17年実績）と答申に示される予定の「具体的な施策提案」に係る取組の現状について

事務局 (「徳島県の温室効果ガスの排出状況について」及び「低炭素地域づくりに向けた検討について」の資料に基づく説明)

会長代理 それではこれもちまして、環境審議会を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

以上